

移行期間中における学習指導等について【小学校】(H29.11.27時点)

平成32年度全面実施

※太枠については、必ず実施

教科等	平成30年度	平成31年度	チェック
総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領による</li> <li>※第3の1(3)イ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動に係る規定を除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領による</li> <li>※第3の1(3)イ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動に係る規定を除く。</li> </ul>	
国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> <li>【第4学年】</li> <li>・新学習指導要領の学年別漢字配当表により指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> <li>【第4学年及び第5学年】</li> <li>・新学習指導要領の学年別漢字配当表により指導する。</li> </ul>	
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> <li>【第5学年】</li> <li>・新学習指導要領の第5学年「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> <li>【第3学年】</li> <li>次の内容を指導する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な地域や市」</li> <li>・「地域の人々の生産や販売」</li> <li>・「地域社会における災害及び事故の防止」</li> <li>災害については「火災」を取り上げる。</li> <li>・「古くから残る暮らしの道具、様子」</li> </ul> </li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【第5学年】</li> <li>・新学習指導要領の第5学年「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。</li> </ul>	
算数	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第3学年】</li> <li>・「量と測定」において、「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」こととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第3学年】</li> <li>・「量と測定」において、「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」こととする。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第4学年】</li> <li>・「量と測定」において、「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」こととする。</li> <li>・「量と測定」において、「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」ことを加える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第4学年】</li> <li>・「数と計算」に「小数を用いた倍」を加える。</li> <li>・「量と測定」において、「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」ことを加える。</li> <li>・「数量関係」に「簡単な割合」を加える。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【第5学年】</li> <li>・「量と測定」において、「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」ことを加える。</li> <li>・「量と測定」に「速さ」を加える。</li> <li>・「数と計算」において、「分数の乗法及び除法」を省略する。</li> </ul>	
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第4学年】</li> <li>・「光電池の働き」について省略する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第4学年】</li> <li>・「光電池の働き」について省略する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【第5学年】</li> <li>・「水中の小さな生物」を省略する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【第6学年】</li> <li>・「電気による発熱」を省略する。</li> </ul>	
生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> </ul>	
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> </ul>	
図画工作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。</li> </ul>	

教科等	平成 30 年度	平成 31 年度	チェック
家庭	・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。	・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。 【第5学年】 ・全面実施を見通した適切な指導計画を作成するとともに、ガイダンスとして、A(1)アを最初に履修させ、2学年間で学習する内容や生活の営みに係る見方・考え方に触れるようにする。	
体育	・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。	・全部又は一部について新学習指導要領によることができる。	
特別の教科 道徳	・新学習指導要領による	・新学習指導要領による	
外国語活動	新学習指導要領の全部又は一部による 【第3学年及び第4学年】 ・新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(7)「英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。」及び(3)①「言語活動に関する事項」に係る事項は必ず取り扱うものとする。	新学習指導要領の全部又は一部による 【第3学年及び第4学年】 ・新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(7)「英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。」及び(3)①「言語活動に関する事項」に係る事項は必ず取り扱うものとする。	
	新学習指導要領の全部又は一部を加えて指導する 【第5学年及び第6学年】 ・現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の第2の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア「音声」、同イ(7)「活字体の大文字、小文字」、同エ(7)「代名詞のうち、I, you, he, sheなどの基本的なものを含むもの」及びf「動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なものを含むもの」、同エ(4)「文構造」並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ「読むこと」及び同オ「書くこと」に係る事項は必ず取り扱うものとする。	新学習指導要領の全部又は一部を加えて指導する 【第5学年及び第6学年】 ・現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の第2の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア「音声」、同イ(7)「活字体の大文字、小文字」、同エ(7)「代名詞のうち、I, you, he, sheなどの基本的なものを含むもの」及びf「動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なものを含むもの」、同エ(4)「文構造」並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ「読むこと」及び同オ「書くこと」に係る事項は必ず取り扱うものとする。	
総合的な 学習の時間	・新学習指導要領による	・新学習指導要領による	
特別活動	・新学習指導要領による	・新学習指導要領による	

※目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。